

## 芦屋市立図書館設置条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 図書館に、図書館法第14条及び第16条の規定に基づき、芦屋市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員は、<u>10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。</u></p> <p>3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第8条 図書館に、図書館法第14条、<u>第15条及び第16条に基づいて</u>、芦屋市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員は<u>10名以内とする。</u></p> <p>3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p>